

第2分科会（総務）

子どもの学びを支援する学校づくりと「学校」事務職員の役割

～教材・教材費の見直しを中心に～

福島地区担当

会場：田村市文化センター

研究責任者 福島市立鳥川小学校
主 査 角 田 亮 一

発表者 川俣町立山木屋小学校
主 査 阿 部 靖 彦

コメンテーター

川俣町教育委員会
教育長 神 田 紀 様
福島大学総合教育研究センター
教授 宮 前 貢 様
福島市立岡山小学校
校長 野 崎 修 司 様

記録者 田村市立瀬川小学校
主 査 菅 野 雅 子
田村市立門沢小学校
主 事 佐 藤 富美子

子どもの学びを支援する学校づくりと

「学校」事務職員の役割

～教材・教材費の見直しを中心に～

福島地区小中養護学校事務研究会

学校会計研究グループ 阿部靖彦

1 はじめに

私たちの第26回喜多方大会での研究集録原稿の書き出しは「学校会計をめぐる私的流用事件の報道が相次いだ」と始まる。あれから2年、この原稿を執筆中にも学校の団体会計に関する不適切な事務処理で、残念なことに担当していた職員が処分されたことが報道されている。世の不正経理、私的流用事件の報道を見ると、ある共通点があることに気づく。曰く「二十年間経理を一人で担当していました」、曰く「本人を信用して任せていました」など。要するに担当者の「モラル」や「意識」に任せて、組織内で会計がシステム化されておらず、チェック機能が働いていなかったということである。学校の会計をめぐる事件もまた、同じ問題点を未だに抱えている事を示唆している。

県教育委員会は、これらの事件のたびに通知などを出して学校会計の見直しを促してきた。さすがに「帳簿がない」「決算書がない」などという「ずさん」な会計は無くなったが、公費と私費を総合的に見直して、教育課程編成を保障する予算編成を行っている学校は、まだ少ない。

福島地区事務研学校会計研究グループは、1996年度（平成8年度）より「情報公開時代の学校会計のあり方」をテーマに足かけ10年、継続して研究に取り組んできた。その内容は第24回棚倉大会、第26回喜多方大会で報告してきたが、学校会計見直しの道のりは「理想を掲げて妥協する」連続であった。今回は私たち事務職員が足を踏み入れることを躊躇する「聖域としての」教材・教材費の見直しを中心に報告する。教材・教材費の見直しを切り口に、子どもの学びを支援する学校づくりと「学校にいる」事務職員としての役割を考えてみたい。

今回の報告に当たって、行政経験が豊富な川俣町教育長神田 紀様、私たちのよき理解者である福島大学の宮前 貢様、そして県小学校長会行財政部長の野崎修司様からアドバイスを含めたコメントをいただくことで、分科会参加者の皆さんと共に議論を深めたい。

2 主題設定の理由

(1) これまでの研究経過から

私たち学校会計グループは、第24回棚倉大会で、「もし学校徴収金に関する情報開示請求が行われたら、保護者などに十分な説明ができるだろうか」という視点から、PTA代表者・教育委員会・校長会代表者をコメンテーターにお迎えして、学校会計をめぐる問題点についてホンネでの議論を行った。

さらに、第26回喜多方大会では、「教育課程編成と学校会計」をテーマに、地区事務研全体の取り組みにするための研究組織としての試み 公費・私費負担区分の試みとしての学級費見直しの実践例などを報告した。また、学校会計ガイドライン、学校会計チェックリスト、学校会計処理マニュアル等をまとめた『学校会計ハンドブック』を作成し、CD-Rで配布した。

また、具体的な学校会計の見直しは、山木屋小学校での実践例を県事研夏期研修会で2年間に

わたって報告した。この報告では教務主任や学級担任も参加し、教員の立場からの報告も行った。

これらを通じて、学校会計の「当たり前の事務処理」のための条件は整ったことになる。しかし、私たちの調査では、福島地区内の小中学校では見直しが十分に進んだとは言いきれない状況が続いている。なぜ、思うように見直しが進まないのか。もう一度考えてみたい。

(2) 「聖域としての」学級費・教材費

学級費(学年費)は、学級担任が会計を担当していることがほとんどだ。また、その使い道も校長の決済の下、学級担任に任せられている事が多い。また、ワークテスト等の教材選定は学年に任されており、校長が決済し発注したものを、事務職員が支払いを行うところが増えてきた。学級・学年で集金し支払いをそれぞれに行っていた頃に比べたら、事務処理の改善は進んだといえる。

しかし、学校会計の見直しで、学級費や教材費に事務職員が関与するのはせいぜい集金金額の調整までで、その内容まで立ち入ることには二の足を踏むことになる。なぜ、ためらうのか。そのことから事務職員が「学校にいる」ことの意味を考えてみたい。

(3) 国庫負担問題と「学校」事務職員

6月25日、県事研を含む県内教育関係20団体が主催する「義務教育費国庫負担制度堅持福島県集会」が開催された。集会の中では、国庫負担制度が廃止されたら、地方財政の危機的状況の中で教職員定数を維持することは困難になるという、各団体からの訴えが相次いだ。国庫負担問題は、この秋には一定の結論が出るものと予想される。

しかし、国庫負担が廃止されようとされまいと、これから保護者や地域の人々に「学校」事務職員の存在意義を訴え続けなければならない状況は続く。私たちは、子どもの学びを支援する学校づくりにどのように参加するか。それが今、問われている。

3 研究経過

第26回喜多方大会第5分科会では、参加者の約8割の方から感想やご意見を寄せていただいた。その内容の多くは、学校会計見直しの理想と現実の中で悩んでいるというものであった。まさに私たちの悩みそのものであり、ホンネでの研究協議に一步近づけたように感じた。

研究集録にまとめ、発表したからといって、課題が解決したわけではない。むしろ、県内の事務職員の共通した課題であることが再確認され、継続した研究の必要性が痛感された。

私たちは、2004年度(平成16年度)の学校会計グループの研究テーマを「教材・教材費の見直し」に設定し、継続して学校会計の見直しに取り組むことにした。

(1) 取り組みの概要

テキストの採用

研究推進計画を立案している時期に、私たちと問題意識を共有すると思われる書籍が出版された。福大の宮前先生も執筆されている、学事出版の『私費教材費を問う 教材・教材費は有効に使われているか』(定価2100円)である。

はじめにの部分で出版の意図を次のように述べている。

「教材・教材費の問題は、学校の中心業務である授業と直接結びつき、学校内外の徹底した論議が最も期待されるテーマだが、現在まで、一部マスコミに取り上げられただけで、表立った研究対象にはならなかった。しかしながら、私費の位置づけ・取扱い・教材の選定基準・学校としてのチェック体制、会計簿、その処理方法、私費徴収方法、管理等々多くの課題が学校内外で燻りつづけているのも事実である。教材・教材費の問題を単なる経済論に終わらせることなく、学校としての最も中心的業務の児童・生徒の学びをどう育てていくかを解決していく大きな切り口として議論され、その改革の端緒となれば幸いである。」

私たちは、躊躇なくグループ員全員が購入し、テキストとすることにした。

見直しの根拠としての県教委通知

私費教材費の取り扱いに言及した市町村の通知や具体的な指導は、県内にはほとんどない。教材の採択や公費か私費かの判断などは、それぞれの校長に任されている状況である。

したがって、具体的な見直しの根拠がないため、私費教材費の見直しを進める上での大きな障害のひとつになっていた。

県教委は、学校会計をめぐる一連の不適正支出、私的流用事件を受けて、学校会計に関する次のような通知などを出して、見直しを求めている。

ア 『学校徴収金事務処理の適正化及び職員の服務規律の厳正について』（平成13年3月27日13教高第121号福島県教委教育長通知）

イ 『学校経理事務の適正化及び職員の服務規律の徹底について』（平成13年4月23日13教振第74号教育長通知）

ウ 『保護者等負担に係る物品購入等の事務処理の適正化及び不正行為の防止について』（平成16年7月16日16教総号外 教職員の懲戒処分等について）

生活保護法（就学援助）と教材費

生活保護法における教育扶助基準額では、教材代は「正規の教材として学校長または教育委員会が指定するものの購入に必要な額」となっており、校長が指定証明を発行することになっている。私たちの調査では、同一市町村内でも学校によって、教材が十分に把握されていないことから、指定証明の内容に差があることがわかっており、課題となっている。

地区事務研全体研修会での宮前先生の講義

研究グループの問題意識を全体のものにするために、地区事務研の夏期全体研修会に福大の宮前先生をお招きし、「今学校事務職員が抱える課題とこれから・・・」というテーマで、講義をお願いした。

講義の中では、特に「改めて考えたいカリキュラム経営に参画するということ」に時間をかけて説明いただいた。

県事研夏期研修会での実践事例の報告

夏期研修会に機会をいただいたので、山木屋小学校での実践事例を報告させていただいた。報告に対して、参加者の多くの方から様々なアクションがあり、大いに参考になった。

特に、県事務研の研修会で管理職以外の教員が報告したのは、おそらく初めてであったのではないかと思われるが、そのことへの高い評価をいただいた。

第27回伊達大会での実践事例の報告

第5分科会「特色ある学校づくり」への参画をめざしての中で、平野小学校の遠藤さんが、学校事務職員の理想と現実 変えることの難しさ と題して、学校会計の見直しの実践事例を報告している。

この報告の特筆すべき点は、思うように見直しが進まない状況を、タテマエではなくホンネで語っていることだ。しかも、その悩みが個人の問題ではなく、学校事務職員の存在意義に大きく係わっていることを示唆している。

この報告に対して、たくさんの共感の声が寄せられた。多くの学校事務職員が学校会計の理想と現実の中で苦悩していることを明らかにした意義は大きい。

（2）明らかとなった教材費をめぐる問題点

教材費としての学級費（学年費）

学級費（学年費）の支出が学期末に集中しているとか、予算書が無いなどの事務処理上の問題もさることながら、何を学級費とするかは、担任それぞれに任されているため、学級によって決算内容に大きな違いが生じているという、問題がある。

また、支出の多くが教材・教具の購入に当てられている場合が多く、教材費の見直しを行う場合、学級費（学年費）の分析は、必須の条件となっている。

「教材使用届」の時期

市町村教委の学校管理規則は、教材教具を計画的・継続的に使用させるときは、あらかじめ教育委員会に届けることを定めているが、届け出る時期については、一部の市町村を除いて、年度当初に一年分の使用届を提出するとは、定めていない。

しかし、ほとんどの学校は、年間に使用する教材を教材社が準備した見本の中から慌しく選定し、年度当初に一年分の教材使用届を提出している。

また、届なので多くの教育委員会では、十分な内容のチェックが行なわれていない。

新入学時の教材等の一括購入

新入学時に教材等の一括購入は、ほとんどの学校で行なわれているが、算数セットなど購入品目に保護者からの疑問の声もよせられている。また、教材の選定に学校内で十分検討もないまま決定している、という報告がされている。

さらに、使用時期などから、入学時に購入しなくても間に合うものもあるなど、見直しを進めている学校も増えている。

校内での教材選定の問題

ア どの単元でどの教材を使用するか、担当教員に任されていて複数での論議がないことが多い。特に小規模校にその傾向が強い。

イ 校内での教材を決定する決済過程を明らかにする書類がない。また、その決定の理由付けが不明。

ウ 使用する教材が決定しても、どの教材社から購入するか、比較検討がされないまま、安易に発注されている例もある。

エ 前年度並、あるいは前年度を下回る金額での調整は、行われているところが多いが、本当にその教材でなければ授業ができないのか、その代わりになるものが無いのか、といった本質的な検討がない。

また、この教材でこのような授業を行うという、保護者への説明が無い。

オ 児童生徒数の減少の中、教材社等の売り込みが激しさを増している。また、膨大な教材見本が、ゴミとして廃棄され、社会問題化している。

（３） 学校事務職員のかかわり

学校事務職員が学級費や教材・教材費にかかわるのは、集金方法や集金額の調整についてであり、学級費・教材費そのものについて立ち入ることは少ない。県大会・夏期研修会などのアンケートや協議の中でも次のような声が寄せられている。

「学級費・教材費には口を出せない部分だと常に感じている。先生方も事務には口を出してほしくないと思っているように感じる」

「授業内容にまで踏み込んで発言するのは遠慮があってできないし、内容を勉強する時間も機会もない」

「校務分掌(経理部のキャップが教員)が邪魔をして、見直しの提言ができない」

「今のままではいけないと思いながら改善ができないでいる。忙しすぎる」

「私費教材費は、本来公費で負担しなければならないもので、市町村が考えるべきこと」

「教材費の見直しは、管理職の仕事で事務職員が手を出すべきではないのでは」

「自分が保護者の立場になってはじめて、学級費や教材・教材費の使われ方に疑問を感じるようになり、見直しを始めている」

(4) 見直しの試み、実践事例の紹介

昨年度と今年度の県事研夏期研修会で学級費・教材費見直しの実践事例として、山木屋小学校の実践事例を報告させていただいた。報告の概要は次の通りである。(報告レジュメから)

問題の所在

- 1 学校会計見直しの「聖域」としての学級費・教材費
- 2 不況下の教育費
- 3 教育課程(カリキュラム)への無関心
- 4 情報の公開

山木屋小での試みから

- 1 校内会計取り扱い要領
小口現金制度の導入
前渡金制度の導入
物品購入・支出伺い書の統一
積立金という考え方
- 2 学級費から学級教材費へ
学級会計の統合(6会計から1会計へ)
会計担当者を事務職員へ
支出内容の見直し(学級経営経費と教材・材料)
- 3 教材費から教材積立金へ
使用教材の洗い出し(富山の置き薬方式)
教材購入伺い書作成
- 4 教育課程編成時の取り組み
金透小の実践を参考に、教育課程に「総合とのかかわり」「人とのかかわり」「予算とのかかわり」を記入。

4 問題提起(仮説の検証)

この分科会の運営は、第24回棚倉大会、第26回喜多方大会での研究グループとしての報告、県事研夏期研修会での山木屋小学校での実践事例報告、そして第27回伊達大会での平野小学校での実践体験報告から課題を洗い出し、それぞれの参加者から寄せられたご意見や参加者アンケートの声を参考にしながら、研究主題に近づけるよう、研究協議を進めていきたい。さらに3名のコメントーターの皆さんからのご意見、ご指導をいただくことで、議論を深めたいと考えている。

(1) 学校会計の見直しがなぜ思うように進まないか

私費が集まりすぎているから見直しが進まないという仮説。

私費会計が多いほど学校独自の教育活動がやりやすいという仮説。

(2) 学校事務職員が教材費などの見直しに二の足を踏むのはなぜか

どのような教材教具を使用するかは、授業そのものの具体化にかかわること。学校事務職員の「ためらい」は、「子どもの学び」に直接かかわることのためらいかもしれないという仮説。

(3) 授業に直結する教材費こそ学校に独自の事務 学校にいる事務職員の存在意義

学校に独自の(固有な)事務があることが、「学校」事務職員を守ることになるという仮説。

(4) 子どもの学びを支援する「学校づくり」のために

ノンティーチング職員を含めた「教育論議」の必要性があるという仮説。

専門家だから間違えることもあるという仮説。 素人への情報公開

学校事務職員はもっと「カリキュラム」に関心を持つことが必要という仮説。